

岩手県告示第518号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第2項の規定により、公有水面の埋立てについて次のとおり免許の出願があった。

なお、同法第3条第1項の規定により、当該出願に係る関係書類を平成28年5月31日から同年6月21日まで岩手県県土整備部港湾課及び沿岸広域振興局土木部に備えておいて縦覧に供する。

平成28年5月31日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 免許の出願をした者の住所及び名称

- (1) 住所 盛岡市内丸10番1号
- (2) 名称 岩手県

2 免許出願年月日 平成28年5月18日

3 埋立区域

- (1) 位置 岩手県釜石市只越町一丁目65番及び同市港町二丁目51番8の地先公有水面
- (2) 区域 次の各地点を順次に結んだ線及び①の地点と④の地点を結んだ線により囲まれた区域
 - ①の地点 須賀地区に設置されている公共基準点（3級基準点、北緯39度16分17秒4513、東経141度53分12秒9115）から0度50分22秒119.39メートルの地点
 - ②の地点 ①の地点から292度55分37秒8.53メートルの地点
 - ③の地点 ②の地点から2度54分23秒6.94メートルの地点
 - ④の地点 ③の地点から110度53分17秒11.12メートルの地点
- (3) 面積 66.22平方メートル

4 埋立てに関する工事の施行区域

- (1) 位置 岩手県釜石市只越町一丁目65番及び同市港町二丁目51番8の地内並びに同市只越町一丁目65番及び同市港町二丁目51番8の地先公有水面
- (2) 区域 次の各地点を順次に結んだ線及び①'の地点と④'の地点を結んだ線により囲まれた区域
 - ①'の地点 須賀地区に設置されている公共基準点（3級基準点、北緯39度16分17秒4513、東経141度53分12秒9115）から3度35分55秒66.93メートルの地点
 - ②'の地点 ①'の地点から335度20分04秒58.44メートルの地点
 - ③'の地点 ②'の地点から24度36分33秒49.75メートルの地点
 - ④'の地点 ③'の地点から114度36分33秒44.29メートルの地点
- (3) 面積 3,047.76平方メートル

5 埋立地の用途 防潮堤及び水路用地